

地方病関連資料

2. 明治期の文書(2)

梶原徳昭 葉袋 勝 米山達雄

History of Schistosomiasis in Yamanashi
2. Several Documents in Meiji Period (2)

Noriaki KAJIHARA, Masaru MINAI and Tatsuo YONEYAMA

前報で「宮沢村の移住願い(明治7年11月30日)」について報告したが、その後の調査により、甲西町宮沢の井上良光氏が自宅に保存していた古文書の内容とその間の経緯を書き残した「四季くさぐさ」を入手した。

この中には、明治4年に書かれた「跡式定之事」、明治7年8月24日付けの「宮沢村窮状の訴え」、明治7年11月30日付けの「移住願い」が差し戻された際の付箋、明治10年12月付けの「御願書」原文が写されている。

井上良光氏はすでに物故されており、古文書の原本は貸し出し後返却されないまま行方不明であるというが、明治初期における地方病の流行状況を知る上で極めて貴重な文書であるため、井上玲治氏のご厚意により「四季くさぐさ」(昭和45年10月)からここに転載させていただいた。

資料5 跡式定之事

一、宮沢村藤右エ門病死致候ニ付セガレ徳松親類中熟談仕り家督相続取極仕候実正ニ御座候 同人義幼年ニ付拙者共無心ニ及拾五才迄貴殿方ニテ養育頼入申候間我等一同安心致且又家財之義ハ諸者話申可候若シ万一六ヶ敷義申モノ出来仕候共加判ノモノ罷出テ相済シ貴殿ニハ少茂御苦勞相掛申間敷候然上ハ相方口口申分相談仕候上ハ違変無御座候為其対談連印一札仍而如件

明治四年未四月〇〇日

宮沢村

親類惣代	井上 儀工門	印
組合惣代	小川新左エ門	印
隣家惣代	青 沼 清 吉	印

下市之瀬村

長 沼 新 太 郎 殿

資料6 宮沢村窮状の訴え

以書付奉申上候

巨摩郡第二十八区宮沢村

奉申上候 今般詰所第三十七号ヲ以御達有之候趣承知仕村内取調候処從來ヨリ当村之義ハ田用水流末ニテ呑水ト唱候井水更ニ無之候ニ付井掘シ見候得共清水相湧不申無ヨントコロ田養水落水ヲ日々呑水ニ相用居候 隣村ニ競テ水腫脹満等ノ類多分有之現ニ戸数四十戸余ニテ八九人モノ右病躰ニ有之候 村内人民内右病躰ラシキ者多分ニ相見得候当時戸籍帳取調見候処於男子ニ六十歳以上之者無御座候

全ク悪水ヲ用候為カ少々之病気発候後モ終ニ水腫脹満ニ変化致死亡仕退転致候 死絶エタル家屋敷等多分有之実以ナゲカワシク就中他村ヨリ縁談等ニテ掛合候得共当村之義ハ悪水ヲ呑長命之者無之ナドト唱へ縁談ニモ差支候程之次第方今厚キ御主意之折柄(不 明)難有御達シニ縫リ不顧恐奉願候間何卒格別之御仁(恵)ヲ以人民相助リ候様(不 明)之御高評奉願候 以上

明治七年八月二十四日

右村区長 井上 豊 吉 印

副区長 井上篠右エ門 印

兼勤大師村戸長 西川 藤三郎 印

山梨県県令

藤 村 葉 朗 殿

資料7 宮沢村の移住願い

この文書については前報に記したが、差し戻された際の付箋には次のような記載があったことが記録されていた。

面移住見込之場所並反別持主等詳細取調区長奥印之上再度願出事

但 場所反別ハ絵図面上取調可差出事

明治七年十一月三十日

山梨県
令之印

割印

(山梨県令之印)

資料8 御願書

第十四区 五明村之内 旧宮沢村
 右者当村之義当国ニ無類(似)低地ニシテ上郷十八ヶ村
 ノ悪水集合シ僅之門樋壺口ヨリ吐出富士川ニ落合降雨之
 節者富士川ヨリ逆水烈シク一瞬ニ田圃者勿論家屋床上ニ
 逼リ遍ルルニ道ナク終ニ居上ヲ破リ援ヲ隣組ニ請ヒ辛シ
 テ漸ク死地ヲ去ル 而テ数日間水面ニ村落ヲナシ衆人居
 室ニ迷ヒ一時方向ヲ失フ事歳々加之田用水流末之土地ニ
 テ平常呑水別而無之鉄氣多濁水等相用夫ガ為メ水腫脹満
 之症不少村内辛苦無止了一同日夜痛在候 折柄去ル明治
 七年詰所第三十七号ヲ以御達拜承仕同年八月中前件之始
 末奉申上候処書面呑水云々何等見込モ相(無?)之候以
 何分之可及詮議条詳細取調可(申)出トノ御指令御下ゲ
 相成篤ト取調猶又場所替御聞濟被成下置度段同年十一月
 中奉願出候処書面移住見込之場所竝反別持主等詳細取調
 区長奥印之上可願出事但シ場所反別絵図面取調可差出旨
 御指令頂戴仕候処水害打統銘々入費等ニ差支候故ヲ以是
 迄延滞仕候段恐縮ノ至リニ奉存候得共尚又不顧恐今般移
 住致度段一同相談仕地主共へ掛合仕候処故障之者無之候
 間場所反別取調(?)絵図相添奉懇願候間何卒村民永統
 相成候様寛典之御仁恵ヲ以移住御聞届被成下置度此段与
 而奉伏願候 以上

明治十年十二月

右願人

総代 井上豊吉 印

伍長 井上政房 印

村総代 志村平十郎 印

同 西川藤作 印

同 石川保 印

当村拾番

戸長 市川文治郎 印

山梨県令

藤村紫朗 殿

前書之通実地相連(無)之ニ付奥印仕候 以上

区長 保坂安右エ門 印

第壱七壱三〇号(朱書)

書面之趣ハ移住地地主ニ於テ故障之筋無之ニ於テハ一同
 連署ノ上又ハ約定書相添更ニ願出可事

明治十年十二月十三日

山梨県令 藤村紫朗

山梨県
令之印

考 察

井上良光氏の書き残した「四季くさぐさ」は、山梨の
 地方病の歴史を解明する上で貴重であるのは勿論、驚く
 べき内容を含んでいる。文書そのものが井上氏の手元
 を離れて行方不明になっていることは残念であるが、そ
 れを書き残した「四季くさぐさ」の記述を中心に考察を
 加えた。

資料5 跡式定之事

この文書は、良光氏の祖父豊吉氏が代筆したもので、
 ある一家が幼児を残して死に絶えたため、親類と近所の
 人々が相談して長沼新太郎にその養育を依頼したもので
 ある。一家死絶の原因が病死であることは文中に見られ
 るが、病因が水腫脹満であったか否かはこの文書だけか
 らは読み取れない。しかし、良光氏が祖父から聞いた話と
 して、中村屋敷、くぐり、おちゅうやん、刻屋など西村
 付近には死に絶えた一家の屋敷跡が幾つもあったことを
 記している。

中国上海市郊外の青浦にある「血防陳列館」には、全
 戸が日本住血吸虫病のために死に絶えた村、任屯が紹介
 されているが、村落形態や生活習慣が異なるであろうわ
 が国においては、中国にみられた一村潰滅という惨状は
 無かったであろうと推測していた。

筆者らは、日本住血吸虫が中間宿主を要し、感染の場
 が比較的限定されることから生ずる家族集積性が、かつ
 ては血統として地域住民に理解されていたこと(土屋岩
 保(1905):東京医学会雑誌 19,(3)~(6))を知ることが
 でき、林の報告(林正高(1979):山梨医学 6,7-11)
 から、家族単位で症状が異なって現れたであろうことを
 予想することも可能であった。しかし筆者らは、その極
 限である一家死絶が山梨に存在した可能性については、
 漠然と否定的な想像をしていたに過ぎなかった。

この想像と異なり、資料1および井上良光氏の記述は、
 山梨においても、一家死絶から一村潰滅に至ったかもし
 れない可能性を提示する資料として極めて重要である。

資料6 宮沢村窮状の訴え

この文書は、前報資料2「宮沢村の移住願い」の本文
 中に記された「本年八月中飲水又者水腫脹満之類多分有
 之候ニ付始末奉申上候処…」に相当する文書である。

ここには、隣村に比べて水腫脹満の類が多く、40戸

余りの村内に8、9人も病人がおり、他に同じ病氣らしい者が相当数いること、男で60歳以上の者がいないこと、また、「悪水を使用している為に、病氣が水腫脹満に変化して死ぬのではないか」と飲み水に対する不安が記され、「死に絶えた家屋敷が多だけでなく、飲み水が悪く長生きできない村だと言われ、他村からの縁談がまとまらない状態にある」という宮沢村の窮状を訴えている。

ここには、患者多発、短命、一家死絶など資料1で述べた内容が生々しく記述されている。飲み水への不安、村内人口の減少、60歳以上の男性がいないことなど訴えの内容は、前報資料1「能蔵池湧水の水質検査願い」と酷似している。この類似は本病の病態を知る上で重要であるとともに、当時すでに本病が風土病として定着していたことを示唆している。

前報資料2「宮沢村移住願い」によると、県当局はこの訴えに対し、調査結果を書面で提出するよう通達したものとと思われる。

前記「検査願い」が明治7年8月15日付けであり、宮沢村の訴えが同年8月24日と両者が接近しているのは、県からの「詰所第37号の達」によって各村内を調べたためと考えられるが、「達」の内容は未調査である。

資料7 宮沢村の移住願い（付箋）

この文書の本文については既に報告したが、付箋には、移住見込み地域の詳細を調べ区長の奥印の上図面を添えて再提出するよう記されている。

資料8 御願書

宮沢村は県令に対し、明治7年8月に「窮状の訴え」を、同年11月には「移住願い」を提出したが、二度とも差し戻されている。

この「御願書」は、明治10年11月付けで、「宮沢村は無類の低地のため、降雨の折には度々洪水に見舞われ、田圃は勿論屋敷の床上にまで浸水し、屋根を破って漸く逃げ出すといった有り様です。

それに加えて平常は飲み水が無く、鉄気のある濁り水を用いているため村内には水腫脹満が多く、一日日夜心痛しております。

明治7年8月と11月のお願いに対してご指示がありました、水害打統銘々入費等がかかり延滞してしまい恐縮しております。

このたび一同相談して地主と掛け合ったところ支障が

ないようなので、場所反別、絵図面を添えてお願い致します。

何卒村民の移住の願いをお聞き届け下さい」と訴えている。

この訴えに対し、県はこの文書の末尾に（原文は無いが、末尾と思われる）第17130号の指示として、「移住地地主に支障がないならば、一同の連署か約定書を添えて更に願い出ること」を記し差し戻した。

その後の消息は不明であるが、宮沢村の移転は、明治末年になって漸く実現したという（甲西町誌）。

井上良光氏は、宮沢村の様子を自己の見聞を交えて以下のように書き残している。

「今の百姓には嫁に来る者が無いが、宮沢へ嫁に行くのは嫌だと言うのは、今の娘たちとは違って地方病にかかって早く死ぬからというのが原因だ…」

「宮沢に生まれた者は少しは免疫になるらしかったが、相当数の病人があった。手足は骨がじゃまして瘦せられない位に細くなり、腹は相撲取りより大きいかにも脹満になり、地獄の絵をみるような姿で死んでいったのである。

冬春は流れ川の水を呑み、夏から秋には屋根までも泥水に浸かるような場所には住んでいられないわけだ。水のよい場所へ移住したいのは大昔から宮沢へ生まれた者の悲願だった」

「宮沢水つき嫁にはくれちよ 霜月の氷の中で稲を刈る」
「戸田宮沢へは嫁にゃいや 霜月の氷の中で稲を刈る」

筆者らが井上玲治氏宅へ伺った際、「最近までこんなふうに使われていたんですよ」と、上記の歌（口碑）を紹介して戴いた。

この歌は、県内各地の有病地に伝えられている「嫁にはいやよ野牛島は…」 「…に嫁に行くには経帷子に棺桶」 「…に嫁に行くには棺桶をしょっていけ」などと、かつての農村の貧しさや労働の過酷さが、そして恐らく、水腫脹満によって寿命を縮めることへの不安が表現されているのではないだろうか。

謝 辞

「四季くさぐさ」からの転載をお許しいただいた井上玲治、光子ご夫妻、また、甲西町の今昔をはじめ地方病対策の様子など、今回の文書を読む上で参考となる貴重な経験をお聴かせいただいた郷土史研究会「五明を知る会」の諸先生方に深謝いたします。